

令和 7 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

表記について、令和 6 年 9 月末現在の被保険者標準報酬月額を基に、以下のとおり  
決定しましたので公告致します。

任意継続被保険者

令和 7 年度標準報酬月額 440,000 円

(令和 6 年度 440,000 円)

※ 一般の被保険者であった時の標準報酬月額と、上記 440,000 円  
とのいずれか低い方に決定する。

令和 7 年 1 月 9 日

キンピール健康保険組合

理事長 濱 利 仁



以上